行政の窓
北海道林業事業体登録制度について

林業事業体が事業量を確保し安定した経営を行うためには，森林整備を依頼する森林所有者等からの信頼を得ることが重要です。このためには，仕事の質を確保・向上しながら，低コスト化を実現しつつ，森林所有者等に自社の事業実行能力や雇用管理等の情報を積極的に提供することが効果的と考えられます。また，こうした情報が公表されることにより，森林所有者等にとっても，森林整備を依頼する際に必要な情報を簡単に入手することができるようになり，より質の高い，低コストなサービスの提供を得られるといったメリットがあります。

このため，道では，法令等に基づき適切な森林整備を行う林業事業体の情報を登録・公表し，森林所有者等が客観的でわかりやすい基準によって依頼先を選択できる「北海道林業事業体登録制度」を設けています。

制度の概要

1. 目的

・森林所有者等が森林整備を実施するにあたり，明確な情報に基づき依頼先を選択できるようにする。
・適切な森林施業を行い，労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体を育成する。

2. 登録者の条件

・道内において森林整備を行う林業事業体
・道が定める「適切な森林整備等の実施に向けた指針」の遵守

3. 登録情報の主なもの

基本情報	事業情報	雇用管理情報	その他
所在地・代表者名・業種・従業員数・連絡先	事業実績・事業区域・技術者数・林業機械保有台数	保険加入状況・安全衛生教育の実施状況、各種講習の受講状況	成績評定結果・認定取得状況・自社PR

4. 登録・公表の流れ

林業事業体 → 申請 → 振興局 → 審査 → 登録の決定 → 名簿に登載 → HPで公表 ← 森林所有者等

森林所有者等：①登録情報をホームページで閲覧 ②林業事業体を選択し事業を発注

※申請先は最寄りの各振興局林務課　※申請時期は随時とし，登録の有効期間は登録を受けた日から5年間
※申請には3ヶ月前以内に交付を受けた登記事項証明書（個人事業主は住民票）が必要

制度を活用した取組

本制度は平成24年度に創設され，令和4年11月末現在，728社が登録されています。
道では，制度の目的を達成するため，登録事業体を対象とした次のような取組を実施しています。

経営改善や労働安全等につながる研修会の開催

労働者の安全確保につながる装備品等の導入支援

労働災害や助成制度等の情報を掲載した冊子の発行

（水産林務部林務局林業木材課事業体育成係）